

電力ボランティア登録制度 Q&A

- Q. 活動が必要な場合は、誰から連絡が来るのですか。
- A. 県から、登録先の電話番号またはメールアドレスに連絡させていただきます。
- Q. どのような災害の際に、活動依頼が来るのですか。
- A. 大規模な停電が長時間続く場合など、被災者の避難生活に多大な影響を及ぼす恐れがある場合などにおいて、避難所等を運営する市町村から要請があった場合に、地理的に近くに在住する登録者の方などを対象に、県から打診をさせていただきます。
※なお、県では、千葉県オールトヨタ（県内トヨタ販売会社8社）と「災害時における外部給電可能車両等の貸与に関する協定」を締結しており、災害時には300台以上の車両の貸与を受けられることになっています。これを上回る要請があった場合に、登録者の方に打診をさせていただくこととなります。
- Q. EV車の外部給電器を持っていないのですが、登録できますか。
- A. 登録は可能です。外部給電器の用意がある避難所が対象となる場合に、打診させていただく候補となります。
- Q. 登録の内容変更（様式3を届出するケース）について、大幅な変更があった場合に届出が必要とありますが、具体的にどのような場合になりますか。
- A. 居住地または保管場所、連絡先が変更となった場合などを想定しています。
車検証を更新した場合や、登録台数の小規模な変更などが発生した場合については、その都度、届け出を行っていただく必要はありません（登録更新時（様式2を届出するケース）に最新の情報を届け出ていただきます。）。
- Q. 登録期間が終了し、更新しない場合、登録証を返還する必要はありますか。
- A. 登録証には有効期間が記載してありますので、返還する必要はありません。
ただし、登録期間内に登録を解除する場合（様式4を提出するケース）には、申出書の提出と同時に登録証を返還していただく必要があります。
- Q. 企業としてこの制度に登録した場合、対外的にPRして構いませんか。
- A. 企業における社会貢献活動の一環として、「共助」の趣旨に賛同して登録している（または実際に活動した）ことをPRしていただくことは問題ありませんが、当該制度は車両や発電機の品質等を保証するものではありませんので、製品そのものの宣伝目的でPRすることはできません（場合によっては登録要件を喪失することがあります。）。
- Q. 企業の登録は、事業所（店舗）ごとに行うことも可能ですか。
- A. 可能です。